

忠岡町家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、循環型社会の形成に向け、忠岡町内の家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化に関する町民意識の高揚を図るため、家庭用生ごみ処理機器を購入した町民に対して予算の範囲内において、助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

（助成対象機器）

第2条 助成対象となる家庭用生ごみ処理機器（以下「助成対象機器」という。）は、次に掲げるものをいう。

（1）電動式又は手動式生ごみ処理機器

家庭から排出される生ごみを機械的に処理し、消滅、堆肥化し、若しくは減容化する温風乾燥型及びバイオ発酵（微生物分解等）型の電動式又は手動式処理機器

（2）コンポスト

微生物等の活動を利用して、家庭から排出される生ごみを発酵させ、分解することにより堆肥化し、又は消滅させることができる処理機器

2 生ごみを単に破砕し、水路又は下水道等に排出する機器（ディスポーザー等）及び生ごみを単に焼却する機器は、助成対象としない。

3 本体を除く消耗品、備品及び修理費は、第1項の規定に関わらず助成対象としない。

（助成対象世帯）

第3条 助成対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）本町に住所を有し、かつ、現に居住していること。

（2）本町内の自宅（敷地含む。）に助成対象機器を設置し、これを継続的に使用し、かつ、適切に維持管理できること。

（3）助成対象機器から生成された堆肥等を適切に活用又は処理できること。

（4）第5条に規定する助成金交付申請受付時において、当該世帯員全員が納付期限の到来している町税を完納していること。

2 助成金の交付を受けた世帯は、交付を受けた日から5年間は当該助成金の交付を受けることができないものとする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、助成対象機器購入金額（消費税及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の2分の1に相当する額（100円未満の端数は切り捨て）とし、電動式又は手動式生ごみ処理機器にあっては20,000円を、コンポストにあっては3,000円を上限とする。ただし、助成対象機器購入金額が、2,000円未満のものは対象外とする。

2 前項の規定による助成は、1世帯あたり1基とし、コンポストにあっては、1世帯あたり2基の処理機器までとする。

(助成金交付申請及び申請期間)

第5条 助成金の交付を受けようとする世帯主は、助成対象機器を購入後、1年以内に、家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象機器を購入したことを証明する領収書(機器の名称、購入金額、購入者の氏名、購入日、購入店名が記載されたもの)の写し又は家庭用生ごみ処理機器販売証明書(様式第2号)
- (2) 生ごみ処理機器の保証書(機器の名称、購入店名及び購入日が記載されたもの)の写し
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(助成金交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、提出書類の内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、交付又は不交付を決定し、その結果を家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求書の提出)

第7条 助成金交付決定を受理した世帯主は、助成金交付決定通知があった年度内に、忠岡町家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により請求書を提出された申請者に対し、請求書の提出があった日から翌月末までに口座振込により助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取り消し等)

第9条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付決定を受けた場合は、当該交付決定を取消し、既に助成金が交付されている場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。